

## 「奈良のシカ」への加害行為、奈良公園における犬の持込への対応

### 1. 「奈良のシカ」への加害行為

#### 1.1. 加害行為に関する規制の現状

文化財保護法においては、第十三章 罰則 第九十六条に罰則規定が定められている。

##### 第十三章 罰則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

奈良県立都市公園条例においては、第四条に禁止行為、第一四条に罰則が規定されている。

##### (禁止行為)

第四条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 三 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 四 土地の形質を変更すること。
- 五 鳥獣類、魚類、指定された昆虫類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 八 指定された場所以外の場所で焚火をすること。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して同条同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条第一項の規定に違反して同条同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第五条の規定による利用の禁止又は制限に違反して公園を利用した者
- 四 第九条の規定による知事の命令に違反した者

## 1.2. 加害行為に対するこれまでの対応

### シカへの暴行動画の拡散を受けての対策

- ・近鉄奈良駅や奈良公園バスターミナルのデジタルサイネージによる奈良のシカへの加害行為防止に係る啓発の拡充(7/21)【図1】
- ・県（奈良公園室）、県警察本部、奈良署（DJ ポリス）、奈良市、奈良の鹿愛護会などの関係団体と連携した巡回パトロールの実施（7/25）
- ・奈良署によるメロディパトロールの実施（8/3～8/16）
- ・県（奈良公園室）による「奈良のシカ」に関する保護の取組・正しい接し方などに関する情報発信（8/15）※報道発表、県公式 X（日本語）、県 HP
- ・県（奈良公園室）による「奈良のシカ」に関する保護の取組・正しい接し方などに関する情報発信 多言語 Ver.（9/2）※Weibo（中国語）、Facebook（英語）（県観光局公式アカウント）



【図1】

## 1.3. 加害行為への対応課題

今年度発生した「奈良のシカ」への暴行動画の内容は文化財保護法違反に抵触する可能性があるが、今後、このような事例に限らず「滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめ」るに至らない様々な加害行為について規制する必要がある。

## 2. 奈良公園内における犬の持込への対応

### 2.1. 奈良公園内における犬の持込に係る規制状況

奈良公園は春日大社、興福寺、東大寺などの社寺境内地等が一体となった公園であり、また、住宅地と隣接しており公園区域が生活圏の一部であることから、犬の散歩を一律に禁止することは困難と考えられる。しかし、奈良公園にはシカが数多く生息していることから、県立都市公園内では、「他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為」として、「リードなしの散歩」を奈良県立都市公園条例施行規則第 12 条に基づき禁止している。

### 2.2. 犬の持込に対するこれまでの取組状況

これまでに犬に起因する交通事故や人身事故が発生していたことから、H22 年度に公園内に**禁止看板**を 40 カ所設置すると共に、**ホームページやデジタルサイネージ**を活用して注意喚起を行ってきた。さらに、奈良公園事務所や奈良の鹿愛護会、鹿サポーターズクラブのパトロール時にも注意喚起を行っている。

#### 令和 3 年度の新規取組み

動画「シカマナー～犬のお散歩編～」を作成し YouTube での公開に加え、近鉄奈良駅、バスターミナルに設置したデジタルサイネージで放映

#### 令和 4 年度の新規取組み

- ・犬の散歩の注意事項をまとめた啓発チラシ・ポスターの作成
- ・県民だより、市民だよりでの広報、及び近隣自治会への啓発チラシの配布
- ・奈良市所管のデジタルサイネージ（観光案内所、市内近鉄各駅）でシカマナー動画放映

### 2.3. 犬の持込への対応課題

依然として犬の持ち込みによる危険な事案が発生していることから、「リードありの散歩」についても、地域住民による利用や盲導犬を伴う事例等に配慮しつつ、奈良県立都市公園条例施行規則第 12 条に基づく規制が必要と考えられる。

また、観光客および近隣住民に対して、周知・啓発をさらに充実させていく必要がある。周知・啓発を行うにあたっては、県だけでなく奈良市や奈良の鹿愛護会、鹿サポーターズクラブ等と連携して取り組む。

奈良公園内の看板 (H22～)

**お願い**  
遵守愛鹿規則 Rules for Protecting Deer 守則 愛鹿

奈良公園には、国の天然記念物にも指定されている「奈良のシカ」が1000年以上前からたくさん生息しています。人と鹿の共生は世界でもここしかありません。みんなでたいせつに保護しましょう。  
Deer have been living in Nara Park in great numbers for over a thousand years. We ask for your cooperation in protecting their well-being.  
从一千多年前开始，鹿就在奈良公园大量繁衍生息了。让我们共同来爱惜、保护它们吧。  
奈良公園에는 1,000 년 이전부터 수많은 사슴들이 서식하고 있습니다. 모두가 함께 보호를 나눠주세요.

●公園内で犬を放さない、捨てない。  
●食べ物を与えない。  
No feeding.  
请勿随便给鹿喂食。  
먹을것을 주지 않는다.

病気の原因になります  
It can cause illness  
禽獣伝染病  
병에 걸리는 원인이 될 수 있습니다

「鹿せんべい」は鹿に与えても安心なおやつです  
Except "Shika Sanbei(deer crackers)" They are made for deer  
注：可嚼食「鹿せんべい」は鹿専用食品  
※：「シカ」せんべい(食用せんべい)は、市販品が主に鹿に与えられています。

●ゴミは捨てない。  
No littering.  
请勿丢弃垃圾。  
쓰레기를 버리지 않는다.

鹿が食べて病気になります  
Deer can eat the trash and get sick  
禽獣食餌会引疾病  
사슴이 먹고 병에 걸리게 됩니다

●たいたり、追いかけてのいたづらをしてない。  
Do not hit or chase deer.  
禁止踹、追赶鹿等行為。  
따리거나 쫓아가는 등의 장난을 하지 않는다.

文化財保護法違反で罰せられることがあります  
Note: These acts can be punished under the Act on Protection of Cultural Properties  
注：文化財保護法違反で罰せられることがあります  
注：罰則規定違反で罰せられることがあります

奈良県 奈良市 春日大社 奈良の鹿愛護会  
連絡先 奈良公園のシカ相談室 TEL 0742-26-7755

注意動画 (R3～)



デジタルサイネージによる放映 (R4～)



### 3. 奈良県立都市公園条例施行規則第 12 条に基づく、奈良公園における禁止行為の規定検討

今年度発生した「奈良のシカ」への暴行動画の内容は文化財保護法違反に抵触する可能性があるが、今後、このような事例に限らず「滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめ」るに至らない様々な加害行為について規制する必要がある。

また、依然として犬の持ち込みによる危険な事案が発生していることから、「リードありの散歩」についても、地域住民による利用や盲導犬を伴う事例等に配慮しつつ、奈良県立都市公園条例施行規則第 12 条に基づく規制が必要と考えられる。

このため、奈良県立都市公園条例施行規則第 12 条に基づく、奈良公園における禁止行為として、『「奈良のシカ」への加害行為』及び『犬の散歩（リードあり）』を規定することを検討している。なお、本規則に罰則規定はない。

(遵守事項)

第十二条 公園の利用者は、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないことその他知事が定める事項を遵守しなければならない。